

別記様式第二十六号（第八十一条関係）

標 識

マ ン シ ョ ン 管 理 業 者 票	
登 録 番 号	国土交通大臣（ ）第 号
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商号、名称又は氏名	
代 表 者 氏 名	
この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号（ ）

35cm 以上

30cm 以上

業 務 状 況 調 書

管理受託契約の実績

期 間 内 容	年 月 日 から 年 月 日 までの 1 年 間
受託契約件数	
受託契約額 （千円）	
受託組合数	
受託棟数	
受託戸数	

備考

「期間」の欄には、事業年度を記入すること。

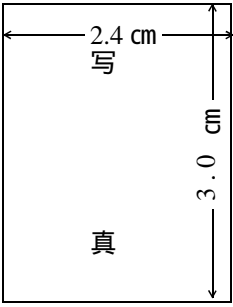
（表面）

第	号	平成	年	月	日（有効期間1カ年）	
所属局部課名						↑ 5 ↓
職 名						
氏 名						
年 月 日生						
<p>上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 86 条第 1 項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。</p>						↑ 5 ↓
国 土 交 通 大 臣						
〔 地方整備局長 〽 〕						
〔 北海道開発局長 〽 〕						
8 . 5 cm						

（裏面）

<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜すい</p> <p>第 86 条 国土交通大臣は、マンション管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、マンション管理業を営む者の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

表

	<p>従業者証明書 従業者証明書番号</p> <p>従業者氏名 (年 月 日生) 業務に従事する 事務所の名称 及び所在地 この者は、マンション管理業者の従業者であることを証明します。 証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>登録番号 国土交通大臣 () 第 号 商号、名称又は氏名</p> <p>(年 月撮影)</p> <p>主たる事務所の所在地 代表者氏名</p>	<p>↑</p> <p>5.403 cm 以下</p> <p>↓</p> <p>5.392 cm 以上</p>
<p>← 8.547 cm 以上 8.572 cm 以下 →</p>		

裏

<p>備考</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜すい 第 88 条 マンション管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 マンション管理業者の使用人その他の従業者は、マンションの管理に関する事務を行うに際し、マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。</p>
-----------	--

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第 1 けた及び第 2 けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下 2 けたを記載するものとする。
 - (2) 第 3 けた及び第 4 けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が 1 月から 9 月までである場合においては、第 3 けたは 0 とし、第 4 けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第 5 けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は 5 年以下とすること。